塩竈市復興推進計画

平成26年10月17日 宮城県塩竈市

1 復興推進計画の区域 塩竈市全域

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の巨大地震と大津波により、本市においては、死者・災害関連死は65名、被災家屋は13,333軒であり、中でも全壊した家屋は1,017軒にも上った。このため、被災直後は、最大で46箇所の避難所に8,771人の市民が避難し、市民の生活に大きな影響を与えた。被害額は約1,216億円であり、建築物の被害が約半数を占めるなど甚大な被害をもたらした。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、災害時の救急医療や災害拠点病院の機能の 強化に向けた取り組みを推進し、救急医療体制の強化や災害時にも対応可能な環境 を整えるとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図る。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用機会の拡充と安定した雇用を図るとともに、救急医療体制の強化 と災害時の地域医療の機能強化ため、本市の医療業において中核的な役割を担う医 療施設の設備投資を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容 容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する公益財団法人宮城厚生協会(以下「対象事業者」という。) が、本市錦町において、坂総合病院の救急医療体制と災害拠点病院の機能強化 に係る増改築を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものである ことの説明

宮城県が策定した「第二期宮城県地域医療再生計画」では、仙台地域医療再生事業として、坂総合病院の救急医療に必要な機器や施設を整備することとしており、「宮城県地域医療復興計画」では、仙台医療圏において災害拠点病院

として位置付けられている坂総合病院の機能強化を行うこととしている。

本市の医療業は、市内の医療、福祉の従業者数において第1位の中核的な産業である。また、対象となる事業は市内の医療業の従業者数の約42%を占める対象事業者が実施するものであり、投資の規模は、対象事業者の年間の減価償却費を超えるものである。

以上のことから、当該病院の施設整備を行うことは、目標に掲げた「災害時の救急医療や災害拠点病院の機能の強化に向けた取り組みを推進し、救急医療体制の強化や災害時にも対応可能な環境を整えるとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図る。」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社七十七銀行 株式会社商工組合中央金庫 株式会社三菱東京 UFJ 銀行
- ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画 の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

坂総合病院は「災害拠点病院」、「地域医療支援病院」に指定されるなど地域医療拠点としての役割を担っている。このため、当該計画の実施により、救急医療や災害地域医療の機能が大幅に向上することによって、宮城県が策定した「第二期宮城県地域医療再生計画」において、課題として掲げる「二次救急医療施設の機能充実」及び「救急搬送の質的向上」への取組体制が強化され、同計画の目標である「地域における医療課題の解決」に貢献し、地域全体の医療体制が強化されることとなる。

これらの効果により、本市における復興の円滑な推進と市民の健康増進を通じて市民生活の質の向上が期待できるものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。 また、本市、株式会社七十七銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三菱東 京 UFJ 銀行、対象事業者を構成員とする塩竈市復興推進計画地域協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議を行った。